

広島県告示第七百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年十二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

江田島大柿線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町江南一丁目一九二六番一地 先から 江田島市江田島町江南一丁目二〇一八番四地 先まで		九・〇〇〇 六・三〇〇	一〇・〇〇〇 二六・〇〇〇	一五七・〇〇〇	拡張